

岩手県告示第 276 号

次の救急診療所は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急診療所である。

平成 20 年 4 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

診療所の名称	所在地	救急診療所として効力を有する期限
岩手県立大船渡病院附属住田地域 診療センター	気仙郡住田町世田米字大崎 22 番地 1	平成 23 年 3 月 31 日